

事務連絡
平成 31 年 2 月 28 日

〔各都道府県住宅宿泊事業主管部局
各保健所設置市住宅宿泊事業主管部局
各特別区住宅宿泊事業主管部局〕あて

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
国土交通省観光庁観光産業課

住宅宿泊事業の実施に伴い発生する廃棄物の処理について

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）の施行にあたり、住宅宿泊事業廃棄物の取扱いについては、「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」（平成 29 年 12 月 26 日厚生労働省医薬・生活衛生局、国土交通省土地・建設産業局、国土交通省住宅局、国土交通省観光庁）においても、「事業活動に伴って生じた廃棄物として住宅宿泊事業者が責任をもって処理しなければならない。」として示していますが、今般、別添のとおり、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課から各都道府県廃棄物処理担当部局に対し、住宅宿泊事業廃棄物の処理に関して事務連絡が発出されているので、当該事務連絡を参考に、各住宅宿泊事業主管部局におかれても、住宅宿泊事業の実施に伴い発生する廃棄物の処理については、各都道府県等の廃棄物処理担当部局と適切に連携されるようお願いいたします。

事務連絡
平成31年2月28日

各都道府県廃棄物処理担当部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

規制改革推進に関する第4次答申（平成30年11月19日規制改革推進会議）において平成30年度中に講ずることとされた措置について

日頃より廃棄物処理行政の推進について、種々御尽力、御協力いただき深く感謝しております。

平成30年6月15日から住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）が施行されているところ、「規制改革推進に関する第4次答申」（平成30年11月19日規制改革推進会議）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき行うこととされる民泊サービスの遂行に伴い発生する廃棄物（以下「住宅宿泊事業廃棄物」という。）の処理については、より負担感なく適法な対応が可能となる方法を明らかにし、その普及を図るため、平成30年度中に措置を講ずることとされたことを踏まえ、参考として、住宅宿泊事業廃棄物に関する対応事例を別紙のとおり送付しますので、適宜御参照ください。

廃棄物処理に関する排出事業者責任については、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」（平成29年3月21日付け環廃対発第1703212号・環廃産発第1703211号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）において、その重要性について周知しているところ、住宅宿泊事業廃棄物の取扱いについては、「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」（平成29年12月厚生労働省医薬・生活衛生局、国土交通省土地・建設産業局、国土交通省住宅局、国土交通省観光庁）においても、「事業活動に伴って生じた廃棄物として住宅宿泊事業者が責任をもって処理しなければならない。」として示されているところです。

住宅宿泊事業者から住宅宿泊事業廃棄物の処理に関する問い合わせがあった場合には、住宅宿泊事業主管部局と連携の上、地方自治体の実情に応じて、適切に対応されるようお願いいたします。

また、住宅宿泊事業者による廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する行為が確認された場合には、住宅宿泊事業主管部局と連携の上、適切に対応されるようお願いいたします。

貴都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴管内市町村に周知をお願いいたします。

【本件に関する連絡先】

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 大塚、渡井、大城

TEL 03-3581-3351 (内線 6839)

FAX 03-3593-8263

E-mail hairi-haitai@env.go.jp

住宅宿泊事業廃棄物に関する対応事例

1. 住宅宿泊事業廃棄物の処理方法に関する相談先等の周知等に関する事例

【事例①】

- 住宅宿泊事業廃棄物については、「事業活動に伴って生じた廃棄物として住宅宿泊事業者が責任をもって処理しなければならない」廃棄物であるから、住宅宿泊事業者に対して住宅宿泊事業廃棄物の適正な処理方法について周知するため、廃棄物部局が作成した住宅宿泊事業廃棄物の処理に関するリーフレット等を住宅宿泊事業主管部局と連携して配布する。

【事例②】

- 住宅宿泊事業主管部局が作成する住宅宿泊事業説明資料や住宅宿泊事業ウェブサイトには住宅宿泊事業廃棄物の適正処理に関する相談先（廃棄物部局の連絡先等）を記載することや、廃棄物部局において、電話、メール、対面での相談対応を行うなど、住宅宿泊事業者が廃棄物の適正処理に関する相談をしやすい環境を整備する。

【事例③】

- 住宅宿泊事業者に対して、廃棄物処理業者に委託して住宅宿泊事業廃棄物を処理するよう求める場合、住宅宿泊事業主管部局と連携の上、廃棄物部局が作成した廃棄物処理業者のリストを住宅宿泊事業者に提示するなどの対応をする。

2. 住宅宿泊事業廃棄物の処理に関する事例

【事例①】

- 廃棄物処理業者による住宅宿泊事業廃棄物収集が困難である場合などに、住宅宿泊事業者が市町村が定める廃棄物の分別や収集ルールを遵守すること等を条件として、市町村が行う家庭系廃棄物の収集とあわせて住宅宿泊事業廃棄物を収集する。

【事例②】

- 市町村が行う家庭系廃棄物の収集とあわせて事業系廃棄物を収集している場合に、事業系廃棄物の処理手数料の納入について、事業系有料ごみ処理券（シール）や処理手数料が含まれる指定ごみ袋を容易に購入できるよう、コンビニエンスストアや総合スーパー等の区域内の幅広い店舗での取り扱いを可能とする。